

令和3年度第2回世田谷区特別職報酬等審議会 会議録

- 日時 令和3年10月29日（金）10：00～11：10
- 場所 世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室
- 出席者 朝倉委員、小島委員、鈴木委員（オンライン）、楯委員、
外山委員（オンライン）、中村委員、永山委員、沼尾委員、山口委員
- 事務局 総務部総務課
- 会議の公開・非公開 公開
- 傍聴者 0名
- 次第 第2回世田谷区特別職報酬等審議会
 - 1 開会
 - 2 審議「特別職の報酬等の額について」
 - （1）資料説明
 - （2）質疑
 - （3）議論
 - （4）まとめ
 - 3 閉会

○会長 それでは、定刻よりも少し早いのですが、皆様おそろいになりましたので、これより令和3年度第2回世田谷区特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、また、まだ感染症も不安定な状況の中、お集まりいただきましてありがとうございます。今回は事務局と協議しまして、初めてのメンバーということもあって、ずっとオンラインだけというのもどうかということで、対面とオンライン方式を併用した形での開催形態を採用しました。ただ、急遽、対面実施をお願いさせていただいたので、既にこの後の御予定なども入っている委員もおられまして、オンラインで御参加くださる形となりました。こういうハイブリッド方式というのは御不自由をおかけすることもあるかもしれないのですが、事務局も万全の態勢で、リハーサルもされていると思いますので、何かございましたらおっしゃっていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速、本日の審議会の次第等について池田総務部長から御説明をお願いいたします。

○総務部長 総務部長、池田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の議題ですが、特別職の報酬等の額について御審議いただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

1つ、令和3年度第2回特別職報酬等審議会資料、2つ目、令和3年度第2回特別職報酬等審議会次第、3つ目、委員名簿、この3点をお配りしているかと思います。お手元にない等ございましたら事務局までお申し出いただければと思います。大丈夫でしょうか。

続いて、次第を御覧いただければと思います。本日の審議の進行ですが、まず事務局よりお手元の資料について総務課長、また職員厚生課長から御説明します。その後、皆様に御審議をいただくという流れになっております。本年度の答申の方向性について御意見をまとめていただければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、この後、議事に入っていくのですが、本日、●●会長職務代理がオンラインで御出席ですが、所用によって11時10分頃に途中退席されるということなので、皆様御承知おきいただければと思います。

○会長職務代理 御迷惑をおかけいたします。申し訳ございません。

○会長 いいえ、とんでもないことです、オンラインで御参加いただいてありがとうございます。

○会長職務代理 よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

●●委員におかれましても、オンラインで御参加いただいてどうもありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○委員 はい、聞こえております。

○会長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。特別職の報酬等の額の審議に当たり、初めに事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○総務課長 おはようございます。総務課長の後藤でございます。改めまして、よろしく願いいたします。

それでは、資料に沿って御説明します。

まず、報酬等審議会資料1ページは、令和3年の人事委員会勧告の概要でございます。こちらについては職員厚生課長の増井より説明をさせていただきます。

○職員厚生課長 おはようございます。職員厚生課長の増井と申します。私から資料1、令和3年特別区人事委員会勧告の概要について御説明します。

こちらですが、10月20日にございました区の常勤職員や再任用職員などの一般職を対象とした令和3年特別区人事委員会勧告の概要となります。

まず1、勧告の特徴の一つでございます。本年は、職員の給与が民間従業員の給与を額にして94円、率にして0.02%上回っている状況であるものの、その較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであることから、月例給の改定は行わず据え置くこととなりました。

特徴の2つ目ですが、特別給については0.15月分の引下げ、年間支給月数は、現行4.60月から4.45月に引下げとなっております。

本勧告を実施した場合、特別区職員の平均年間給与は約5万9000円の引下げとなっております。

2番目ですが、国及び東京都の勧告状況を一覧としてまとめております。

月例給については、上の表にある東京都、国ともに職員の給与は民間を上回っている状況ですが、較差が僅少であり、特別区と同様に改定を行わず据置きとなっております。

特別給については、その下の表でございます。東京都は0.10月の引下げ、国は0.15月の引下げ勧告となっております。

続いて3番、改定の内容を御覧ください。特別給の引下げについては、改正条例の公布の日から実施し、期末手当から差し引くこととしております。

続いて4番、令和3年の公民較差算出でございます。行政系人事制度の改正に伴う差額支給者、これは給料月額が各級の最高号給の金額を超えた部分を差額として支給している職員のことですが、本年において特別区全体の1443人がおり、特例的な措置として、公民比較から除外して較差を算出しております。

区の常勤職員や再任用職員などの一般職については、この人事委員会勧告を受けて、職員団体等との間での給与改定交渉を経た後、区議会に給与条例等の一部改正をする条例を提案する予定でございます。

説明は以上でございます。

○総務課長 ありがとうございます。それでは引き続き、私から2ページ以降を御説明します。2ページを御覧ください。

この資料は特別区、国、東京都、各政令指定都市の勧告の状況でございます。まず月例給については、ここに挙げている全ての自治体において公民較差が極めて小さいことから、改定の勧告は行わないこととなっております。

一方、特別給については全国的に引下げの傾向となっております。東京都では0.10月分、特別区を含むそれ以外では、国の人事院勧告と同様に0.15月分の引下げとなっております。

続いて3ページの資料は実質賃金指数等推移でございます。参考につけさせていただきまして、上のほうは平成27年の実質賃金、名目賃金、消費者物価指数を100%として、令和2年までの指数を表にしたもので、下のほうは平成24年から令和2年までの推移をグラフにしております。

令和2年の実質賃金は98.6%、名目賃金が100.9%、消費者物価指数が102.3%でございます。このグラフから、賃金よりも物価の上昇が上回っていること、実質賃金が横ばいから下降に転じているため、いわゆる消費に回せるお金が増加していないことが分かるかと思えます。

4ページの資料ですが、23区の基礎データ一覧として令和3年の10月1日現在で作成したものでございます。

23区の議員の条例定数、住民基本台帳に基づく人口、議員1人当たりの人口、当初予算額、区民1人当たりの予算額を一覧にまとめてございます。

中ほどの網かけが世田谷区でございます。こちらは前回、1回目の審議会でも御説明したため、説明は割愛させていただきます。

続いて5ページを御覧ください。上の表の平成25年度以降の一般職の職員数の推移について、縦欄のほうで職員数、増減、増減率、平均年齢を載せてございます。増減については前年度との比較になります。

一番右の列、令和3年度を御覧ください。一番上の行の職員数、一般職員が5507名、再任用は244名となっております。

2行目の職員数の増減ですが、一般職員は89名の増、再任用職員が30名の減となっております。

次に下の表は、一般職員1人当たりの給与費の推移について当初予算ベースでお示したものです。令和3年度では657万5000円となっております。

次に6ページは、一般行政職の部長と課長の年間平均支給額を示したものです。左のほうで人数と平均年齢、最後の右の欄が平均年間支給額合計となっております。令和2年度で見ますと、部長は41名、平均年齢が56.3歳、一番右の平均年間支給額1271万5000円、課長級は129名、平均年齢は51.1歳で、平均年間支給額1088万3000円となっております。

続いて7ページは、区議会議員の概要でございます。

まず、1の定数と現員は記載のとおりでございます。2の会派別議員数ですが、15会派となっております。3の年齢別の議員数・平均年齢で、平均年齢が54.02歳、最年長77歳、最年少は31歳となっております。4の当選回数別議員数は、記載のとおりです。

次に、A3の資料8が世田谷区及び東京都の特別職報酬等の改定経過でございます。平成元年度からの月額給料の推移を表にしております。

左の半分が区長等の改定経過、右半分が議会の改定経過となっております。

一番左側の区長ですが、平成19年から平成26年まで毎年減額で推移しておりまして、平成26年以降は増減を繰り返し、現在は105万100円となっております。

なお、一番下の令和2年11月の改定で米印がついているのですが、こちらは副区長が2人から3人体制になったことを受けて、1人増えるということで、人件費を抑制する必要があることや、各副区長が担う職責は業務量の分散が見込まれるため、合わせて特別職全

体で減額をしたということになります。特別職というのは区長、副区長、教育長、それから代表監査委員、全部一応下げているという形になります。

続いて、右側の議決機関の世田谷区の議員でございます。議長以下、副委員長、一般の議員までに分けて月額報酬を決めております。平成9年から平成11年の間が最高額となっております。議長については95万1000円でございます。その後、平成15年に減額以降、平成21年までは据置きとしておりまして、平成22年以降は、人事委員会の勧告を踏まえ推移してございます。

次に、資料9が人事院、東京都及び特別区人事委員会勧告等の実施状況になります。平成2年から今年度までの表になってございます。

一番右側が人事委員会の勧告状況になっています。おおむね勧告どおりに実施されておりました。据置きとした場合は、公民較差が僅かなものであったためとなっています。

次に、10ページは23区の区長の年収を一覧としてまとめたものでございます。上から順に千代田区から江戸川区まで、そして一番下に平均の数値を記載しています。中ほどの網かけが世田谷区になります。区の行、右から4番目の年収の欄を見ますと、区長の年収の額が2195万4000円程度になっていると思います。これは23区で、右にある順位としては10番目で、1位の荒川区との差額ですが、一応参考で97万円程度となっております。

次に11ページは、同じように副区長の年収の表になります。こちらと同様の造りで、右に同じように年収が入っておりまして、世田谷区の副区長は1689万9000円で、これは22番目となっております。これも一番高い荒川区との差が150万円程度となっております。

同じように、12ページに行って教育長です。こちら年収は記載のとおりで、23区では9番目で、これも一番高い荒川区との差は69万円程度となっております。

次に13ページ、14ページは常勤代表監査委員と常勤監査委員の年収の表でございます。常勤監査委員は、人口25万人以上の市、特別区で設置を義務づけられており、一部の区では設置されていないため、そちらの数値が記載されていない。また、常勤代表監査委員として給与設定していない区もあるため、常勤監査委員の設定はあるが、常勤代表監査委員の設定がない区もございます。

それでは、13ページを御覧ください。年収、こちら世田谷区の代表は1380万2000円程度、23区では2番目となっております。

14ページの常勤監査委員の年収ですが、こちらの欄も監査委員の年収、世田谷区ですと

1338万4000円、これは3番目です。

続いて、15ページからは議会の関係になります。議員については先ほど御説明した議長以下、一般の議員まで分けて報酬月額が決まっております。

15ページは議長で、年収1629万7000円、これは23区では5番目、一番多い大田区との差は26万円程度となっております。

16ページは副議長で、年収は1379万9000円で、これは8番目、一番の千代田区との差は37万円という形になります。

続いて17ページは委員長になります。議会には5つの常任委員会と4つの特別委員会、それから議会を運営する議会運営委員会、これらが設置されておまして、これらの委員長が対象となっております。年収の欄を見ますと、年収が1166万8000円で、6番目という事で、一番の千代田との差は24万円程度となっております。

続いて18ページは副委員長で、こちらも1110万7000円で、23区ですと同じ6番目で、千代田との差が26万円ということでございます。

19ページ、一般の議員は1080万8000円が年収で、23区ですと6番目、一番の大田区との差は11万円程度となっております。

最後に20ページと21ページは、先ほど説明してきた、こちらをまとめたものですので、参考で御覧いただければと思います。

最後、22ページ、特別職の給料・議員報酬改定額比較表を御覧いただきたいのですが、今回の勧告を踏まえ、仮に一般職に準じて改定した場合の改定額の比較表を作ってみました。

まず、給料月額については改定なしのため、左のほう、据置きとしております。

次に期末手当については、月数を3.85月から0.15月分引き下げた3.7月で計算して改定後を入れて、比較の表で、減額ですので、当然△で、その影響額を入れております。

区長については年間で26万6000円の減額となり、以下、副区長から議員まで、御覧のとおりとなります。

資料の説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入る前に、ただいまの資料について御質問等ございましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 ●●ですが、資料1についてちょっとお聞きしたいのですが、その中で特別給に

ついて、特別区、東京都、国で現行の支払月数が異なっていますが、その大きな経緯についてお教えいただければと思います。

2点目で、この勧告で特別区と国は同じマイナス0.15月ということですが、東京都がマイナス0.10月になっておりますので、この勧告の内容の違いについて簡単に説明いただければと思います。

○会長 それでは事務局、お願いいたします。

○職員厚生課長 私から御説明します。

まず、特別区における人事委員会での勧告については、基本的に企業規模に応じて算定をしていくことがベースになっております。1000人以上のところ、100人以上から1000人未満のところ、50人から100人未満のところと、それぞれの事業の平均値、それをさらにその職層に応じて、基準額をベースにし、算定するというようなことが基本的な算定の経緯となっております。

東京都だけが少し特別給の月数が違うのですが、こちらは東京都の考え方を、具体的にちょっと把握し切れておりませんので、若干の違いは例年起きている部分はあるのかなと思います。ちょっと説明として不十分になってしまうのですが、具体的な東京都の勧告の中身は、把握できていないところがあります。

○総務課長 補足しますと、実施母体の、それぞれの特別区全体の職員の構成比と東京都の構成比が、もともと構成が異なるものですから、そこでの比較で考えたときに、どれぐらいの差があるのかといったところで、この違いが出てくるというようなところはあるかと思えます。

○会長 ●●委員、いかがでしょうか。

○委員 はい、分かりました。

○会長 ありがとうございます。

○委員 この会議、初めてなので、基本の基本を説明していただきたいと思うのですが、先ほど●●委員からもあったように、特別給のところは期末・勤勉手当とあるのですが、この期末というのは何となく認識的に分かるのですが、この勤勉手当というのは一体どういう算出の方法をしているのか、そして、特別区、東京都、国、それぞれの算出の基準とか、そういう違いがあるのかどうか、それを教えていただきたいのと、あと4番目に差額支給者とありますよね。これが私のほうであまり認識がいかないのので、ここをもう少し分かりやすく説明をしていただくと、とても助かるのですが、よろしくお願いいたします。

○会長 では事務局、お願いいたします。

○職員厚生課長 まず勤勉手当、期末手当とありますが、勤勉手当は、簡単に言いますと、それぞれの業績評価を反映している部分と御理解いただければよいかと思えます。

もう一つの質問ですが、4番の公民較差の算出ですが、もともとの給与制度と制度を見直した時期がございました。それに伴って、職層という形で、1級、2級という形で一般職員、いわゆる主任とか主事という形で職を分けているのですが、それぞれの、いわゆる年功序列的なことで言いますと、毎年給料が上がっていく仕組みになっているのですが、一定のところで上限を決めて、それ以上給料を上げないというようなことになりました。それを最高号給という形で決めたのですが、ただ、その決めたときに、既にそれを上回っている方が職員としていて、その部分について、そこを減らすということができないということで、差額支給という形で補うという制度がちょっと残っていると。当然その人たちがその職を上げていく、職としてのランクを上げていくというように移行していくことで解消されるはずなのですが、その職が上がらないままにいる職員がいるがゆえに、そういった人たちが残っているというところで、課題としてここで指摘されているということでございます。

説明は以上です。

○会長 ●●委員、よろしいですか。

○委員 ありがとうございます、分かりました。ということは、1443人の方がまだ解消されずに残っているという認識でよろしいのでしょうか。

○職員厚生課長 はい、特別区全体で、そういう最高号給を超えている方がまだいるということに御理解いただければと思います。

○会長 ありがとうございます。これはむしろ●●委員などのほうがお詳しいかもしれませんが、恐らく係長だと、例えば頭打ちというのが昔はなかったので、その後、課長等にならなくても、どんどん給料が上がっていく。これはちょっとまずいだらうということで、あるところで頭打ちにして、それ以上給料を上げたかったら、昇格して管理職になるという体系にされたということですよ。ただ、上限よりももらってしまっている人は、後から下げられないということで、こうしたケースが残っているという話と理解したところですが、まだそういう方がいらっしゃるということですよ、ありがとうございます。

また、勤勉手当という御質問をいただきましたが、逆に言うと、その勤勉手当というの

は、その年によって金額が変わるようなイメージもあるのですが、それがこの枠で0.15月マイナスになっているというのは、これは総額という理解でよいのですか、そこを御説明いただければと思いますが。

○人事課長 代わりまして、人事課長の好永でございます。総額ということで構わないのですが、成績に応じて上位の部分と下位の部分で相殺するような形で入り繰りをして、成績給として支給している部分でございます。

以上でございます。

○会長 つまり、そこに差をつけつつ、トータルとして平均値ではこの値に収めることになっているということですね、ありがとうございます。

○委員 基本的なことで申し訳ありません。

○会長 ぜひ聞いてください。

○委員 11ページの欄に、地域手当という欄があって、僕も本当に知らなかったのですが、これ、ゼロのところとの違いは何かあるのですか。要するに特別区は23区を算定していると思うのですが、結局、細かく言うと、かなりこうして区によって、中身について随分差があると思うのですね。基本給料があって、さらに地域手当があってという、このゼロとの違いは何かあるのですか。

○会長 それでは、事務局から回答をお願いします。

○総務課長 すみません、23区で取扱いが違うのはなぜかというところですよ。ちょっと確認したいと思います。

○会長 では、御確認いただくということで、お願いいたします。

○委員 基本的なことで申し訳ないのですが、令和3年度というのは、今、令和3年4月から令和4年3月までの給与についての議論をしているということによろしいでしょうか。

○会長 御質問ありがとうございます。今の●●委員の御質問は、今回検討しているのは今年の4月から来年3月までの給与の話なのか、それとも今年の1月から12月までという令和3年なのか、どちらですかという御質問です。御回答をお願いいたします。

○人事課長 御質問の期間ですが、令和3年の4月から令和4年3月までの令和3年度の賃金、賞与含めての年収が対象となります。

以上でございます。

○委員 すみません、実際の通常の給料は分かるのですが、期末手当というのは6月とか

12月とか、あるいは本当の期末の3月に出されるようなものもありますが、実態は何月に支給されるものを、この3.85とか3.70にするとかいう議論だと思うのですが、それは実質的にいつ支給されるものなのでしょうか。

○会長 回答をお願いいたします。

○人事課長 こちらで議論されているのはトータルの月数でして、実際に23区で支給されているタイミングは6月、12月、それから3月でございます。

以上でございます。

○委員 その3月というのは、3月の月内に行われるのか、それとも期末ということで、3月が過ぎて、4月とか5月に支給されるものなのでしょうか。

○人事課長 6月、12月、3月の、その月の中で支給されますが、今年度の差額については、12月の期末手当または3月の手当から差し引くということでございまして、今年度中に精算するというところでございます。

○委員 そして、例えば3.70にしたいというような意見もあるみたいですが、それは、その3回の分を足したところで、結果的にそうしたいというような議論がされているということですね。

○会長 事務局、いかがですか、よろしいでしょうか。

○人事課長 すみません、ちょっと聞き取りづらかったので、もう1度、恐縮です、お願いします。

○委員 順序で行くと、もう6月は支給されているわけですよね。12月はこれから支給しますと。それから3月についても、当然これから支給するというところで、その配分はちょっと分かりませんが、全部足したところで3.7になるような勧告がされているということでございますね。

○人事課長 そのとおりでございます、これから支給する分で差額分を差し引いて調整するというところでございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 御質問ありがとうございます。

○総務課長 すみません、先ほどの●●委員からのご質問にお答えします。これは特別職の地域手当がゼロになっているというところで……。

○委員 そうですね、区によってここが……。

○総務課長 これは、もともと特別職と一般職の給料の性格自体が違う中で、地域手当の

扱いをどうしていくかは23区それぞれで議論がありまして、例えば23区ですと、今は4区で地域手当については全部廃止をしているということになっているのです。それを本給に組み込んでやっていくということを決めたのが、中野と千代田と文京と港ということで、廃止した年度も、中野が例えば平成20年だったり、千代田が平成22年だったり、それぞれの区で決定したタイミングも違ってくるということで、メリットとすると、本給と一本化すると計算方法がシンプルになるということで、区民にとって分かりやすいという判断から一緒にしているというところだったり、デメリットだと、退職手当のところに影響が出てくるので、それで金額が増えてしまうのはどうなのとか、そこら辺を各区で議論をいただいて、今、現状に至っているということでございます。

失礼いたしました、以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。●●委員、よろしいでしょうか。

○委員 基本給のところは退職金のベースになるということもいろいろ加味されていて、こういう地域手当等の差が生まれているということですね。分かりました、ありがとうございます。これは、だから、例えばそれぞれ区によって決めて構わないと。

○総務課長 はい、特別職の報酬は各区で判断をして決めていくということになりますので。

○委員 なるほど、すみません、読みづらかったけれども、確かに廃止という字が書いてありますね、失礼いたしました、ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

そのほか、御質問はございますか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、また議論の中で御質問が出てくることもあるかもしれませんが、では、いよいよ具体的な審議に入りたいと思います。

今の資料説明などを踏まえて、来年度の特別職の報酬等の額を改定する必要があるのかどうかという点について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか、どなたからでもお願いできればと思います。

○委員 月例給ですが、これについては、民間との差があるけれども、その金額はそれほど大きくないということで据置きという結論ですので、それは特別区、東京都、国も一致しておりますので、これは受け入れるのが妥当であろうと考えております。

特別給ですが、これについては特別区と東京都と国で支給月数について差異があるということです。これについては、先ほどの説明がありましたが、民間との差異があるという

ことに基づくことですので、特にこれと異なった事情がない限り、人事委員会勧告に従うのが相当なのかなと思っております。

以上です。

○会長 ●●委員、ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員 ●●ですが、結論的には、今、●●委員がおっしゃられたように、いわゆる月例給に相当する分、それから一時金に関するもの、いずれもこれは今回お示しになった全体の勧告、特に世田谷区ですから、特別区人事委員会の勧告の線に沿った形でよろしいかと思えます。

その上で2つほどお話をしたいのですが、ちょうど今年の最低賃金、これは国の最低賃金ですが、これ自体は、去年が据置きという形があったのが、今年については、これを全体で引き上げるということが出されました。東京都においても、現在1013円のところを28円上乘せして、1041円が今年の10月から実施されることになったかと思えます。

そういう点では、この間の議論としては、いわば最低賃金を含めた賃金の底上げが、このコロナ禍の中でも大きな要素としては考えられるし、そのことが全体の人々の暮らし向きを支える点でも大きいのかなと思っています。

ただ、そういうプラス面の問題と、それから、これは国の財務省が定期的に行っている全国の財務局長会議が、直近は10月27日に開かれています。そのときの、いわば地域経済の概況という判断が各11のところから出されているのですが、これを拝見しますと、ちょうど3か月前の7月には、これは上方修正のところは3つの地域であったのですが、今回、上方修正のところは九州の1か所になっている。逆に前回は下方修正がなくて据置きが残り8つあったのですが、これが今回、据置きが6地域で、4地域については、むしろ下方修正というかなり厳しい状況が出ている。

そういう点で、この特別職の報酬等を考える場合に、働く人、もしくは給料とか賃金とかの動きと同時に、人々の暮らし向き、それから地域経済の状況がどうなっているか、当然そういうものを反映して、人々の気分、感情が行政に対しても向けられますので、そういうものも加味することが大事ではないかなと思います。

そういう点で今回、全体の、財務局長会議での総括判断は据置きから、今度は下方修正ということが出されているということがありますし、そういう点ではマイナスの循環、悪循環というのはよろしくないのですが、ただ、そういうところを、やはり全体の底上げを

図っていくということをにらみながらも、区民の方々や、あるいは地域の方々のそういう気分、感情を考えた場合には、こういう経済状況とか、人々の暮らし向きのことにも念頭に置くということで、結論的には、先ほど申しましたように、今回はこの勧告の線に沿った形での、月例給は据置き、それから一時金についてはマイナスの0.15というところが妥当なのではないかなと思いました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほか、委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員 今、特別給については官民較差が見られないというようなお話が若干聞こえたのですが、この頂いた資料の1ページでは、月例給については、ほとんど民間と較差がない、公民較差がないということは資料でうかがえますが、特別給というか、こういった一時金について官民較差があるかどうかは、どこかに書かれているのでしょうか。

○会長 では、事務局から御説明いただけますか。

○職員厚生課長 先ほど御説明した資料の1番目で特別給に関して記載しています。資料1の特別区人事委員会勧告の概要の1に特徴として挙げている(2)特別給(期末・勤勉手当)の引下げとして、4.60月から4.45月と記載しておりまして、それについては2にある国、東京都の勧告状況も記載がございます。

特別区の人事委員会としては、3にある改定内容のとおり現行4.6月から4.45月に引下げということでの、特別給に関しての引下げ勧告という内容になっております。

そして、先ほど東京都との違いという御質問があったのですが、1つの観点としては、特別区の人事委員会勧告の調査は、特別区内の事業者を対象にしているのですが、東京都のほうは多摩地域も併せて調査対象としていますので、その少し影響が出ているのかなということはありません。すみません、先ほど説明不足がございましたので、補足させていただきます。

○総務課長 すみません、補足で、先ほどおっしゃった、委員の、民間との特別給の支給の差がどれぐらいだったかは、この資料に数値としては落とされていないで、結果だけが0.15月となっているのですが、人事委員会勧告の調査の結果ですと、特別区の民間支給割合が4.47月分だったところ、特別区職員ですと4.60月ということで、この差が0.13月マイナスで、特別区のほうが多いという形になっていましたので、ここを受けて0.15月マイナスという勧告の結果ということでございます。

以上です。

○委員 それでは人事院勧告とか特別区人事委員会の勧告は、民間企業を調査した結果、一時金についてもこのような調整を要求しているということでございますね。

○総務課長 おっしゃるとおりでございます。

○委員 分かりました、どうもありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

それを踏まえて●●委員、もし御意見がございましたらお願いできればと思いますが。

○委員 意見ですか、はい。そういうことで、統計調査というのは調査の仕方によっていろいろ結論が違ってくるので、何とも言えませんが、調査の仕方、あるいは母集団とかサンプリングの取り方などについては、いろいろ資料があると思いますので、確定的なところは言えないですが、従来のような勧告を重視して調整するのが妥当かなと私は思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは続いて●●委員、お待たせいたしました、お願いします。

○委員 先ほどお話を伺いまして、今、給料が全体的に下がって、ほかの海外とかと比べても少ないという事実が、たくさんニュースなどでも聞いていまして、ここでまた下げる話が出てきて、すごく不思議に思ったのですが、●●委員のお話などを聞いて、ああ、なるほどということはあるまして、ほかの民間さんとの兼ね合いみたいなのが大切なのかなということは、すごく思いました。

しかし、やはり、だんだん海外との違いがたくさんあるということは、ちょっと心配なところでもありますので、少しずつ上げていくようなことが、例えばこちらのほう、国のほうからできたらよいのかなとは思いました。

○会長 ありがとうございます。そうしましたら、今回の原案どおりで……。

○委員 はい、これは原案どおりでよいと思います。

○会長 ありがとうございます。

今、●●委員がおっしゃられたところは大変重要なんですけど、他方で、ちょっと余談になってしまうかもしれませんが、世界的には、中間所得者層がどんどん薄くなっていて、高額所得者と生活困窮者の格差が拡大をしていると。

そういう意味で言うと、今、それこそ自治体においても、例えば会計年度任用職員制度

など、非常に不安定な雇用形態で働いている方もいらっしゃる、責任あるお立場で一定の収入を得られている方もいると。そういうところでのトータルな、人件費も含めて、それをどう配分していくかにも関わる問題なので、これは本質的なところから議論すると、いろいろ課題は出てくるかと思うのですが、今回については、特別職等についても一般の職員と同じような形ということで、こういう案が出ているということで理解してよいのかなと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますか。御意見を順次いただければと思いますが……。

○委員 私の意見としては、この勧告にのっとって、このままの状態で行くのでよいのではないかなと思います。

ただ、先ほど●●委員がおっしゃったように、世界的な動きなどから見ると、日本の最低賃金そのものもかなり低いレベル、ほかのところ、下から数えたほうが早いぐらいのところに行っている。そういったところの底上げが今後必要になってくるかと思うのですが、これは何も世田谷区だけでどうこうできる問題ではなく、国全体で押し上げていかなければいけないことかと思うのですが、やはり世田谷区の1人1人の職員の方、そして議員の方たちも、そういったところを念頭に入れて、今後も行動していただければと思いますので、そのあたりもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 僕も、ついこの間まで都の職員というか、やっていたものですから、何となく実感として分かるのが、給料が据置きというのは、生活実感として大変助かりますね。だから、正直言いますと、この一般職も含めて、期末手当等で調整していくほかないのかなと思うのです。

そして、こここのところの年間の推移をずっと見ていますと、正直言うと4.65というのは、ここ数年では確かにかなり高い水準だったのかな。それを4.45まで下げるというのは、去年が4.65から4.60で、それまで4.50から4.60は上げています。だから、その辺で調整していくほかないのか。世田谷区は一番人口を抱えていて、しかも予算額も確かに大きいので、本当にサービスを行き届かせるのがすごく大変だと思うのですね。

僕も、変な話、中学校の教師をやっていると、異動する区と市によってこんなにサービスが違うのかということはずごく実感できて、申し訳ない言い方ですが、「ああ、ここはお金がないんだな」と。あっ、これは記録になってしまいますかね、すみません、「お金がないんだな」という市とかがあって、これは本当に全然違う、もうサービスが違うんだ

と。

もう世田谷区は本当にいろいろな面でサービスを行き届かせていただいているありがたいと思うので、正直こうやって一律になってしまっているということもなかなか厳しいところもあって、僕は都内に異動できましたが、そういう意味では区で採用されている方々が世田谷区で、こうして一律に下げられてしまうのは非常に厳しいのかなと思うのです。

すみません、結論から言うと、このままでいいかなと思います。

○会長 御意見ありがとうございます。

○会長職務代理 失礼いたします。結論から申しますと、私もこの特別区人事委員会勧告に準じて、特別職のほうも準拠するというところでよろしいと考えます。

ただ、本審議会が対象としている特別職、議員に限って申しますと、一般職員の方とは違って、非常にテレワークがやりにくい職種であることと、議会については、何と云っても本会議は、オンラインは駄目という国の見解ですので、出向いて審議をしているというような状況もあるということを加味していただければと考えます。

それから、この議員報酬については、国際比較はかなり難しいところがございますので、国際的な視点で議員の給与云々ということはなかなか難しいのではないかと思います。特別職も同じです。

事務局にお願いですが、今日はかなり闊達な御意見がありましたので、特別区人事委員会勧告ですが、資料としては概要だけでよいのですが、URLなどの提示をもって、全文が読めるような形で、資料とは別に、ここにアクセスすると見られるのだというような御提示をいただくと、かなり今日出た質問は解決されるのではないかと思います。

最後は意見でありました。以上でございます。ありがとうございます。

○会長 ●●委員、ありがとうございました。

事務局のほうから。

○総務課長 御助言ありがとうございます。この会議の後にも情報として皆様に御提供したいと思いますので、ありがとうございました。

○会長 今の御発言で1点確認したいのですが、議会はオンラインではなくて、対面でやらなければいけないので、なかなか効率化が難しい、それだけマンパワーを要するところでもあることから、それに対するきちんとした報酬を考えていく必要があるという御意見だという理解でよろしいですか。

○会長職務代理 もちろん、そういう意味もないわけではありませんが、特別職の方が一

般職と全然違う状況には置かれなくて、区民の皆様のためにきちっと、例えば議会の開催とか職務の執行をされていることを御理解いただきたいということでございます。

○会長 どうもありがとうございました。

○委員 ●●でございます。私も、この提案どおりでよろしいかと思えます。ちょっとほっとしています。

と申しますのは2つありまして、先ほど、どなたかおっしゃいましたように、据置きということで、ああ、よかったという部分と、世田谷には92万の人口がいらっしゃいますが、この特別職等に当たる人数と、特別職の皆様のお給料は区報にも載りますが、それを御覧になる方の人口の対比を考えたときに、どのように皆さんが思いになるか。

最低賃金の問題は確かにあろうかと思えます。しかしながら、一般の皆様は、とても苦しい中にいらっしゃる方が多うございます。それは、困窮の状況にあって、様々な相談にいらっしゃる方の人数が多いということです。人口比からいっても、それは致し方ないことかもしれませんが、一般的に考えられている「世田谷は」という印象とは全く違う部分があるということでございます。

ですから、やはりその部分はよく区民感情、●●先生がおっしゃったように、そういったものも考えた場合に、上がる方向ではなかったということは、正直、私はほっとしましたし、どちらかといえば、区民感情から考えれば、下げてもらいたいと、私たちだって苦しいのよというのが現状であろうと思えます。

しかしながら、やはりお給料というものはモチベーションの一つにもなろうかと思えます。私、世田谷区以外にも出かけてまいります。この世田谷区の報酬よりも低い報酬のところであっても、とても気持ちのよいサービスをしてくださる、区民にとっても優しく声を掛けてくださる区の行政の部分を目の当たりにすることがございます。

ですから、この報酬にどうこうということではございませんが、特別職の皆様は一般職の方々を御指導になるお立場かと存じますので、その報酬ということも一つあるかとは思いますが、それとは別途、区民の皆様が、ああ、こんなによくしてくださっている、こんなに寄り添ってくださっているのだと感じられれば、給料についても受け入れるという部分は、自然と生まれてくるのではないかと思います。

ですから、大変口幅ったい言い方ではございますが、日々の御苦労に重ねて、そのあたりの御指導のほうも、どうぞお願いをしたいと、このように思う次第でございます。

結論といたしましては、皆様と同じで、結構でございます。

失礼いたしました。

○会長 どうもありがとうございました。

一通り委員の皆様から御意見を頂戴しましたが、全ての委員の皆様、今回の区長、副区長の給与月額並びに議員の報酬月額については、今回、事務局で出してくださっている、こちらの特別区人事委員会勧告を踏まえて、一般職員と同様に対応するという御意見をいただいたかと思えます。

事務局に確認したいのですが、一般職員の方々については、この人事院勧告を含めて、このように対応することでもう決まったという理解でよろしいのでしょうか。

○職員厚生課長 先ほども冒頭で御説明しましたが、この後、職員団体等との交渉がありまして、その結果を受け、最終的には議会で議決をいただくというような流れになっておりますので、まだ確定したものではありません。

○会長 分かりました、ありがとうございます。そういう意味で言うと、まだ本当に100%確定しているということではないのですが、一応それがそのように進むだろうということ例えば前提とした場合に、基本的には、では、区長、副区長の給与月額及び議員の報酬月額は、特別区人事委員会勧告を踏まえて、一般職員と同様に据置き、また、期末手当についても一般職員と同様に0.15月分引き下げるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、そのような形で答申の案文を作成していきたいと思えます。では、今回の特別職の報酬等の額については、皆様からいただいた御意見並びに結論を中心にして、私と事務局で整理をして、答申案文を作成したいと思えます。

その上で、その答申案文を作成後に、委員の皆様にお送りして、御意見があれば事務局に御連絡をいただくという形で進めていければと思えます。

それから、その際に、第1回のときに政務活動費の額についても審議をしましたが、これについては減額すべきといった御意見もございましたが、社会経済状況やほかの自治体との比較、過去の推移等を含めて、現状のまま据え置くものということを進めていくと。

また、皆様からいただいた御意見については別途、もう少し支出状況を明確にすべきということについては、附帯意見として答申に加えるということを進めていきたいと思えます。

それらを踏まえて答申の成案をまとめて、最終的に私から区長へ答申するという流れでいきたいと思えますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、そのように進めたいと思います。

あと、先ほどもちょっと話として出たのですが、今回の検討材料の一つである一般職員の給与改定に係る特別区人事委員会勧告の労使交渉がまだ妥結されていないということです。勧告どおり妥結された場合には、今回の結論や御意見を踏まえた答申となりますが、もし勧告とは違う妥結がなされた場合には、その妥結の内容によって、改めて議論を行う必要が出てくる場合がございます。その労使交渉の結果については、妥結後、事務局より各委員の皆様へ御報告をして、それを踏まえた今後の方向性についても、併せて御報告をお願いできればと思います。

それでは、本日の審議内容の会議録の公開について、総務課長から御説明をお願いいたします。

○総務課長 ありがとうございます。会議録の扱いについて御説明します。世田谷区の情報公開条例に基づきまして、区政情報コーナーというのがあるのですが、そちらに配置するとともに、区のホームページに掲載しますので、御了承いただければと思います。会議録の内容については、前回同様に会長に御確認をいただきました後、皆様に御確認をいただいてという流れで行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○総務課長 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

以上で本日予定していた次第を全て終了いたしました。そのほか何か御意見等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。長時間にわたる御審議、どうもありがとうございました。